

体育・スポーツ施設に関する調査研究委託要項

制 定	平成 30 年	10 月	5 日
一部改正	平成 31 年	4 月	8 日
一部改正	令和 2 年	6 月	18 日
一部改正	令和 3 年	10 月	5 日
一部改正	令和 4 年	2 月	25 日
一部改正	令和 5 年	2 月	10 日
一部改正	令和 6 年	8 月	6 日
一部改正	令和 7 年	2 月	7 日

スポーツ庁次長決定

1. 趣旨・目的

体育・スポーツの振興に資するため我が国における体育・スポーツ施設の設置者別現在数や施設の開放状況等を明らかにし、今後のスポーツ振興施策の企画・立案に必要な基礎データを得ることを目的とする。

2. 事業の内容

体育・スポーツの振興に資するため我が国における体育・スポーツ施設の設置者別現在数や施設の開放状況等を明らかにし、今後のスポーツ振興施策の企画・立案に必要な基礎データを得るため、平成 30 年度から 3 年毎のサイクルで事業を実施している。1 年目に調査を実施し、2 年目に確報値の集計等を行い、3 年目に調査結果の解析及び次回調査に向けたシステム改修等を行う。

3. 事業の委託先

本事業の委託先は、法人格を有する団体（以下、「団体」という。）とする。

4. 委託期間

本事業の委託期間は委託を受けた日から契約期間満了日までとする。

5. 委託手続

- (1) 団体が本事業の委託を受けようとするときは、事業計画書（別添 1）等をスポーツ庁に提出すること。
- (2) スポーツ庁は、上記（1）により提出された事業計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体に対し事業を委託する。

6. 委託経費

- (1) スポーツ庁は、予算の範囲内で事業に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額）一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) スポーツ庁は、本事業の委託を受けた団体が委託要項又は委託契約書等に違反したとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、委託費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。なお、再委託先は、再委託を受けた事業を第三者に委託（再々委託）等することはできない。

8. 事業完了（廃止）の報告

団体は、本事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む）は、委託事業完了（廃止）報告書（別添2）及び支出を証する書類の写を、終了した日から10日を経過した日、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、スポーツ庁に提出しなければならない。

9. 委託費の額の確定

- (1) スポーツ庁は、上記8により提出された委託事業完了（廃止）報告書について審査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、本事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

- (1) スポーツ庁は、団体における本事業が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) スポーツ庁は、委託事業の実施に当たり、団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) スポーツ庁は、必要に応じ本事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 団体は、委託事業の実施に当たり、成果報告書等成果物のほか、開催案内等対外的な発信をする際には、スポーツ庁委託事業であることを明示しなければならない。
- (5) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に当たり、必要な事項については、別に定める。